



平成19年2月6日

各 位

会 社 名 アサヒビール株式会社
代表者名 代表取締役社長 荻田 伍
(コード番号 2502 東証・大証 各第1部)
問合せ先 広報部長 古田土 俊男
(TEL 03-5608-5126)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について

当社は、平成19年2月6日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的な内容を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。本プランは、平成19年3月27日開催予定の当社第83回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に導入することといたします。なお、本プランの具体的な内容を決定した上記取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役5名が出席し、その全員が本プランの導入に賛成しております。

1. 本プラン導入の目的

（1）当社の企業価値の源泉について

アサヒビールグループは、「最高の品質と心のこもった行動を通じて、お客様の満足を追求し、世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する」ことをグループ共通の経営理念に掲げ、ビールを中心とした酒類事業を始めとして、飲料事業、食品・薬品事業を中核事業と位置付け、展開しています。

このような経営理念に基づき、お客様のニーズを先取りした“魅力ある商品づくり”、ビールの鮮度活動に代表される生産・物流・営業など全社全部門が連携して取り組む“品質・ものづくりへのこだわり”、及びそうした商品・サービスを通じて“お客様へ感動をお届けする活動”により、グループ全体の成長と企業価値の向上に努めてまいりました。

酒類事業において、「アサヒスーパードライ」を日本のビール市場における代表的なブランドに育成し、当社のフラッグシップブランドとしてお客様のご支持・信頼を頂いていることや、清涼飲料水等を製造・販売する飲料事業、ビール酵母サプリメントや栄養補助食品等を提供する健康・食品事業等においても、各カテゴリーにおいて数々のブランドを確立し、お客様の強い信頼感を築いていることも、こうした企業活動の成果の現れであると考えます。

また、国際事業では、中国を中心としたアジア地域において、ビール事業、飲料事業の新たな事業基盤を取得し、収益性の向上を図っており、加えて、酒類事業で培った醸造・発酵技術や微生物利用技術等から様々な機能性素材が研究開発され、グループ事業への活用やアグリ事業等の新規事業への活用可能性も広がりつつあります。これらの新たな取り組みが、複合的にシナジーを創出することにより、将来に向けたグループのコーポレートブランド価値の向上、企業価値の最大化につながるものと確信しております。

こうした“魅力ある商品づくり”、“品質・ものづくりへのこだわり”、及び“お客様へ感動をお届けする活動”そのものが、当社グループの企業価値の源泉であり、その根幹には、創業以来蓄積してきた「醸造・発酵技術」、「研究開発力」、個々の従業員が有する「経験とノウハウ」、及びアサヒビールグループのブランド価値創出に永続的に取り組んでいくアサヒ独自の企業風土や労使協調という「企業文化」があります。

このようなアサヒ独自の強みを当社グループの企業価値の源泉とし、「食と健康」をコンセプトとする事業領域において、世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献する企業グループを目指しております。

(2) 本プラン導入の必要性について

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益

に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社グループが構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、“魅力ある商品づくり”、“品質・ものづくりへのこだわり”、及び“お客様へ感動をお届けする活動”が必要不可欠であり、また、当社は、IR活動の強化に加えて単元株の引下げを行い、株主の皆様が「アサヒのサポーター」になって頂けるよう株主優待の充実、オープンな株主総会の運営等にも努めてまいりました。このような株主の皆様との信頼関係が、現在のアサヒの資本の大きな支えになっていると確信しております。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

これらを踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

また、当社では、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な取り組みとして、「第3次グループ中期経営計画」の確実な実行を経営の最優先課題として取り組んでいく必要があると認識しております。平成18年までを実行期間とした「第2次グループ中期経営計画」に引き続き、平成19年から平成21年までの3ヵ年にわたる「第3次グループ中期経営計画」を策定し、その詳細を下記2.(1)「グループ中期経営計画について」で後述するように近々公表いたします。

この最優先課題である「第3次グループ中期経営計画」の円滑な遂行という観点からも、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みを、しっかりと構築しておかなければならないと考えています。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。なお、当社は本日現在、当社株式の大量買付にかかる提案等を一切受けておりませんので申し添えます。

2. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

(1) グループ中期経営計画について

当社グループは、これまで、平成13年を初年度とする「第1次グループ中期経営計画」において、コーポレートガバナンスの改革や財務体質の改善に取り組み、また、「食と健康」を事業領域として、グループ全体の成長を目指した事業構造の再構築に着手いたしました。

続く平成16年からの「第2次グループ中期経営計画」では、成熟化する国内アルコール市場を見据えて、事業構造と収益構造の変革に取り組み、国内飲料事業及び健康食品事業における新たな事業基盤の取得や、成長するアジア市場における飲料事業のM&Aなど、積極的な事業投資によりグループ全体の成長基盤を拡大してまいりました。

今回策定した「第3次グループ中期経営計画」では、強化するエリアや企業価値向上のための考え方をより明確にした「グループ長期ビジョン」を新たに定め、『「食と健康」を事業ドメインとして、アジア地域を中心に、お客様へ生涯を通じた喜びと感動を提供し続けることにより、成長性溢れるリーディングカンパニーを目指す』ことを掲げました。

この長期ビジョンの達成に向けて、“ものづくり”における競争力強化を原点に、アサヒブランドの価値向上とグループ内の多角ブランドとの自律的連携やシナジーを創出することで、新たな成長軌道を確立し、グループ全体でコーポレートブランド価値の向上に取り組んでまいります。

経営理念や中長期的なビジョンに基づき、今回策定した「第3次グループ中期経営計画」を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

なお、「第3次グループ中期経営計画」の詳細については、平成19年2月8日付で別途開示する予定です。

(2) 諸施策の実行に向けた体制の整備

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレートガバナンスの更なる強化を図っていく予定です。

当社においては、平成12年3月30日に執行役員制度を導入したことにより、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、業務の迅速な執行を図るとともに、取締役会における監督機能の強化に努めてまいりました。これに加え、社外役員の選任や、取締役会の下部組織であり社外取締役も委員となっている「指名委員会」及び「報酬委員会」の

設置により、社外役員によるチェックが機能し易い体制としております。

なお、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、本定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮する旨の定款変更議案を付議する予定です。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続きを定めています。

(b) 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、又は有識者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様が独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透

明性を確保することとしています。

なお、本プランの導入当初の独立委員会は、当社社外監査役2名及び社外の有識者1名により構成される予定であり、その委員は別紙2のとおりです（導入後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の 又は に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等

当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等の際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下

¹ 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

² 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

³ 証券取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁴ 証券取引法第27条の2第1項に定義されます。 において同じとします。

⁵ 証券取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 証券取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 証券取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により提出して頂きます。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）

買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、買付等完了後に予定する変更の有無及びその内容

当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

⁸ 証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に規定される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めたと者を含みます。）。本書において同じとします。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで（但し、下記(d)に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(d) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告その他の決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項(独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。)について、決議後速やかに情報開示を行います。

独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)までの間、(無償割当ての効力発生時まで)本新株予約権の無償割当ての中止、又は(無償割当ての効力発生後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)

「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明

白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、又は提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
- (f) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) **本新株予約権の無償割当ての概要**

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株

予約権の無償割当ての詳細については別紙3「新株予約権の要項」ご参照。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式⁹の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(i)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭

⁹ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、本新株予約権の行使により発行される当社株式及び本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、()上記()ないし()に該当する者の関連者(以下、()ないし()に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、別紙3「新株予約権の要項」をご参照下さい。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、上記に用いられた用語の定義及び詳細については、別紙3「新株予約権

の要項」をご参照ください。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること(株主総会決議とサンセット条項)

当社は、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本プランを導入させて頂く予定です。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、独立委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣から独立性の高い委員から構成されます。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記3.(2)「本プランの発動に

係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(2)(d)「独立委員会による勧告等の手続」及び3.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、上記2.(2)「諸施策の実行に向けた体制の整備」に記載したとおり、当社は本定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮する旨の定款変更議案を付議する予定のため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録され

た株主に本新株予約権が無償にて割り当てられますので、名義書換を済ませていない株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。)

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき、1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役又は(ii)当社社外監査役、又は()有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、当社社外取締役又は当社社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - 本新株予約権無償割当ての実施又は不実施
 - 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - 独立委員会検討期間の延長の決定
 - 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - 買付者等の買付等の内容の精査・検討

買付者等との交渉・協議

当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

本プランの修正又は変更（但し、変更については、会社法、証券取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）の承認

その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

中村 直人（なかむら なおと）

中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士

昭和35年1月25日生

<略歴>

昭和57年10月	司法試験合格
昭和60年4月	司法研修所卒業 第二東京弁護士会登録 森綜合法律事務所所属
平成10年4月	日比谷パーク法律事務所開設、パートナー
平成15年2月	中村直人法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）開設、 パートナー<現在に至る>
平成15年3月	当社監査役<現在に至る>
平成16年6月	エーザイ株式会社取締役<現在に至る>
平成18年6月	三井物産株式会社監査役<現在に至る>

中村直人氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役であり、本年3月開催の当社第83回定時株主総会で再任後、就任する予定です。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

石崎 忠司（いしざき ただし）

中央大学商学部 教授

昭和16年6月2日生

<略歴>

昭和45年4月	中央大学商学部助手
---------	-----------

昭和47年4月	同専任講師
昭和48年4月	同助教授
昭和57年4月	同教授<現在に至る>
昭和61年4月	同大学大学院商学研究科担当<現在に至る>
平成12年4月	中央大学企業研究所長
平成17年3月	当社監査役<現在に至る>

石崎忠司氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に規定される社外監査役候補者の要件を満たす社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

池田 守男(いけだ もりお)
 株式会社資生堂 相談役
 学校法人東洋英和女学院 理事長
 昭和11年12月25日生

<略歴>

昭和36年4月	株式会社資生堂入社
平成2年6月	同社取締役
平成7年6月	同社常務取締役
平成9年6月	同社代表 専務取締役
平成12年6月	同社代表 取締役副社長
平成13年6月	同社代表取締役 執行役員社長
平成17年6月	同社取締役会長
	株式会社小松製作所取締役<現在に至る>
	学校法人東洋英和女学院理事長<現在に至る>
平成18年6月	株式会社資生堂相談役<現在に至る>

主な公職等は次のとおりです。

東京商工会議所副会頭、日本商工会議所特別顧問、日本経団連評議員会副議長、財団法人産業教育振興中央会理事長、教育再生会議座長代理、経済同友会幹事、21世紀臨調副代表

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権の要項

・ 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別に又は総称して「新株予約権」という。）の内容は下記記載の事項を含むものとし、新株予約権の数は、新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき新株予約権 1 個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

・ 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記 2）に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）は、1 円を下限として当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とする。時価とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値の

平均値（気配表示を含む。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。但し、下記(7)項の規定に基づき当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) () 特定大量保有者、() 特定大量保有者の共同保有者、() 特定大量買付者、() 特定大量買付者の特別関係者、もしくは() 上記() ないし() に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、() 上記() ないし() に該当する者の関連者（以下、() ないし() に該当する者を「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義され、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本条において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。

「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される（当社取締役会がこれに該当すると認めたとを含む。）但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。

ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めたとを含む。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めたとをいう。

2)上記 1)にかかわらず、下記 ないし の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。）又は当社の関連会社（同規則第 8 条第 5 項に定義される。）当社を支配する意図がなく上記 1) ()に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたとであって、かつ、上記 1) ()に記載する要件に該当することになった後 10 日間（但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記 1) ()に記載する要件に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1) ()に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたと（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたと（非適格者に該当すると当社取締役会が一旦認めたとのもの、後日当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたとを含む。また、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないことについての一定の条件を取り決めた場合には、当該条件が満たされていることを当社取締役会が認めたとに限る。）

3)適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は(iii)その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めたと場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものとする。但し、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使を

させることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

4)上記 3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所及び大阪証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

5)新株予約権者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

6)新株予約権を有する者が本(4)項の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

1)新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

2)新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に

関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書（下記 ないしに関する表明・保証条項及び補償条項を含む。）が提出されているか否か
譲受人が非適格者に該当しないことが明らかか否か
譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か
譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

- 1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し（その一部の取得は認められない。）これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の別途定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

- (8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 19 年 2 月 6 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃等により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃等の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え又は修正することができるものとする。

以 上

当社の大株主の状況

平成18年12月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	株 23,937,200	% 4.95
旭化成株式会社	18,785,333	3.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,254,400	3.77
第一生命保険相互会社	17,920,000	3.71
富国生命保険相互会社	16,883,000	3.49
野村証券株式会社	9,208,710	1.90
株式会社三井住友銀行	9,028,000	1.87
住友信託銀行株式会社	8,126,000	1.68
ステートストリートバンクアットトラストカンパニー 505103	7,492,153	1.55
インバスターズバンクウェストペンションファンド クライ アツ	7,268,128	1.50
合 計	136,902,924	28.31

（注）上記のほか、当社が自己株式 12,888,400 株を保有しております。

以 上